

○十津川村森林づくり基本条例

平成21年3月18日条例第6号

十津川村森林づくり基本条例

十津川村は、緑深き森林と共に歩み、計り知れないほどの恩恵を受けながら生活し、伝統と文化を築き上げ、村の基幹産業である林業を支えてきた。

しかし、私たちは、森林から受ける経済的利益を第一義として価値を考えてきたが、地球温暖化防止等、森林の有する多様な機能を重視した森林づくりを行うことにより、かけがえのない森林を健全な状態で後世に継承していかなければならない。

ここに、十津川村が目指す森林づくりの理念と基本方向を明らかにし、将来にわたって豊かな森林の維持とより住みよい村づくりを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、十津川村における森林づくりに関する施策について、基本理念及びその実現を図るために基本となる事を定めることにより、超長期にわたる森林経営を目指した森林づくりに関する施策の推進を通じて将来にわたり豊かな森林を維持し、もってより住みよい村づくりを実現することを目的とする。

(森林の有する機能の高度発揮)

第2条 森林は、木材その他の林産物を供給する経済的な機能（以下「経済的な機能」という。）のほか、水源のかん養、国土の保全、自然環境の保全、文化の伝承、保健休養の場の提供、教育への寄与、地球温暖化の防止、良好な景観の形成等多様な機能（以下「多様な機能」という。）を有しており、村民の生活及び経済の安定に重要な役割を果たしていることにかんがみ、将来にわたってこれらの機能が適切かつ十分に発揮されなければならない。

(林業の持続的な発展)

第3条 林業については、その経済的な側面により多くの森林が保全されていることにかんがみ、将来にわたって森林の有する経済的な機能及び多様な機能が適切かつ十分に発揮されるよう、森林生態系の保全に配慮した適切な経営管理により、その持続的な発展を図らなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、第2条及び第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、十津川村に存する民有林について、森林づくり（森林を、自然的、経済的、社会的資源として持続的に利用し得るよう保全又は管理することをいう。以下同じ。）に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 村は、十津川村における森林及び林業に関する情報の提供等を通じて、村民はもとより村外の人々が基本理念に関する理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第5条 十津川村における森林づくりに関する全ての事業者は、森林づくり及びこれに関連する活動を行うにあたって、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(村民の役割)

第6条 村民は、基本理念に関する理解を深め、十津川村における森林づくりの推進に積極的な役割を果たすものとする。

(森林の有する経済的機能の高度発揮)

第7条 村は、森林の有する経済的機能の高度発揮を図るため、木材その他の林産物が村内で加工、利用されることを促進する施策を講ずるとともに、木材その他の林産物の生産に関する森林の整備促進に必要な施策を講ずるものとする。

(森林の有する多様な機能の確保)

第8条 村は、森林の有する多様な機能を確保し、その機能を総合的に向上させることを促進する施策を講ずるものとする。

2 村は、森林の有する多様な機能が特に重要と認められる森林について、村民及び森林所有者の協力を得て、多様な機能を発揮させるための支援等を行うことにより、必要な施策を講ずるものとする。

(森林生態系の保全)

第9条 村は、時代とともに希少性が増している森林生態系の重要性にかんがみ、その保全を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(適切な森林管理)

第10条 村は、将来にわたって森林の有する経済的機能及び多様な機能がより高度に発揮されるよう、森林ごとに適切な管理を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(林業の基盤整備)

第11条 村は、十津川村の森林特性を生かしつつ、林業の生産性の向上を図るため、生産基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第12条 村は、十津川村の森林において林業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、林業者の林業技術及び経営能力の向上、新たに就業しようとする者に対する林業の技術及び経営方法

の修得の促進、その他必要な施策を講ずるものとする。

(その他)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

十津川村建築物における村産材利用方針

1 目的

本方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び「奈良県の建築物における県産材利用促進方針」に基づき、十津川村内の建築物全体における村産材の利用を促進することにより、脱炭素社会の実現、森林の有する多面的機能の持続的発揮、林業及び木材産業の振興、地域経済の活性化及び雇用の確保を図ることを目的とする。

2 村産材利用の課題と意義及び効果

(1) 課題

本村は、村土の約96%を森林が占め、豊富な森林資源に恵まれている一方、森林所有者の高齢化、不在村化及び木材価格の低迷により森林経営意欲が低下しており、管理が行き届かない森林が増加していることから、水源涵養、土砂災害防止、生物多様性保全等、森林の多面的機能の低下が懸念されている。

(2) 意義、効果

建築物において村産材の利用を促進することは、木材の地産地消を通じて林業・木材産業の振興を図るとともに、「植えて、育てて、伐って、使って、また植える」本来の森林サイクルを進め、脱炭素社会の実現及び地域経済の活性化に寄与するものである。

① 林業及び木材産業の振興への寄与

村産材の安定的な需要創出により、林業・木材産業の振興及び地域内経済循環の促進が期待される。

② 脱炭素社会の実現への貢献

木材は製造時のエネルギー消費が少なく、炭素を長期間貯蔵する特性を有することから、建築物における利用拡大は脱炭素社会の実現に貢献する。

③ 快適な生活空間の形成

木材は調湿性、断熱性、視覚的な温かみ等に優れ、人にやさしい素材であることから、建築物における快適な生活空間の形成に資する。

④ 建築物全体への村産材利用の波及

建築物での利用を通じて、村民や事業者が村産材の良さを実感することで、住宅、事務所、店舗等への利用拡大が期待される。

3 基本的な考え方及び目標

(1) 村産材利用の基本的考え方

① 建築物のあり方

建築物は、安全性、機能性、耐久性、ライフサイクルコスト等を十分に考慮した上で、木材利用の効果を総合的に判断するものとする。

② 木材利用における課題への対応

構造強度、耐火性、耐久性等の課題については、不燃・難燃処理、防腐処理、集成材等の技術活用及び設計上の工夫により適切に対応する。

③ 建築物における村産材利用の推進

村は、建築物の用途や特性に応じて、木材利用の効果とコストを総合的に勘案し、村産材の利用を積極的に推進する。

(2) 村産材利用の目標

① 建築物における木造化の推進

村は、コストや技術面で木造化が困難なものを除き、原則として建築物の木造化を推進するものとする。

② 内装等の木質化の推進

建築物の新築及び改修にあたっては、多くの利用者が使用する部分を中心に、内装の木質化を推進する。また、景観上適切な場合には外装の木質化も検討する。

③ トレーサビリティ及び品質確保

村産材の利用にあたっては、トレーサビリティ及び品質の確保に努める。

4 建築物における村産材の供給体制の確保

村は、木材生産・流通の合理化、技術開発の推進、村産材及び県産認証材の拡充を図り、安定的かつ円滑な供給体制の確保に努める。

5 建築物木材利用の促進施策

(1) 公共建築物における率先利用

村は、公共建築物の整備にあたって、率先して木材利用の推進に取り組むものとする。

(2) 民間建築物への村産材利用の促進

村は、「建築物木材利用促進協定制度」を活用し、民間事業者等と連携して建築物における村産材利用の拡大を図る。

(3) 村民等に対する積極的なPR

村は、村産材利用の意義や効果について理解促進を図るため、特に「木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）」において、重点的な普及啓発に取り組む。

6 建築物以外への村産材利用の推進

備品、消耗品、公共土木工事資材等への村産材利用を推進するとともに、木質バイオマスを燃料とする設備の導入を促進する。

附則

本方針は、平成24年9月5日から施行する。

本方針は、施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

附則（令和8年3月3日）

本方針は、公布の日から施行する。